

【重要】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済的に困難な学生等に対する支援については、これまで依頼してきたところですが、文部科学省に学生等から直接相談があった内容等を鑑み、特に改めて留意いただきたいことをまとめました。各大学等においては、各種支援策の支給状況等についても十分に配慮の上、学生等への修学支援について、引き続き適切な対応をお願いします。

事務連絡
令和2年6月26日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等における留意点について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等については、各大学等において、学生等へのきめ細かな対応等をしていただいているところですが、文部科学省に学生等から直接相談があった内容等を鑑み、以下、特に改めてご留意いただきたいことをまとめました。令和2年6月5日にお示ししているガイドラインの内容等に加えて、これらのことにもご留意の上、引き続き適切なお対応をお願いします。

各都道府県等におかれては、このことについて所轄又は所管の専修学校専門課程に対し周知をお願いします。

記

(1) 問合せ窓口や各種支援策等の周知徹底やきめ細かな相談対応等

経済的に困難な学生等については、支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るように、修学支援関係の内容等について、総合的に対応できる一本化された問合せ

せ窓口の設置、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保などをお願いしているところですが、「大学等から周知されている連絡先に連絡しても連絡がつかず相談ができない」「経済的困難で猶予等の申請書を入手したいが申請書をもらえない」「各種支援策の締め切りの案内方法が適切ではなく、申請期限に間に合わなかった」「大学等に相談しても十分説明が受けられなかった」といった相談が、学生等から文部科学省に寄せられることがあります。

各大学等におかれては、これまでも適切に御対応いただいているところですが、引き続き、窓口や支援策に関する情報について、より学生等の目線に立った周知徹底ときめ細かな相談対応をお願いします。特に、メール等のオンラインでの受付のみではなく、急を要する相談については、電話でも確実に対応できるようにしていただくとともに、学生等の誤解を誘発するような対応とならないよう説明の仕方等にも配慮をお願いします。

(2) 各種支援の支給時期等を踏まえた授業料等の納付猶予等の柔軟な対応の依頼

経済的に困難な学生等への支援については、国の各種制度に加え、各大学等や自治体における独自の取り組みも踏まえて対応いただくようお願いしているところですが。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生等の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設整備費等の学納金の納付が困難となった者等に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、分納、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな御配慮をいただくよう、累次お願いしているところですが、こうした対応については、特に各種支援策が実際に学生等に行き渡る時期等も踏まえて、柔軟な対応をお願いします。

例えば、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の貸与型奨学金の場合、在学採用の最終締め切り6月25日現在、7月末までを予定)頃に申し込みを行った場合、初回の振込が9月頃と予定されていることや、各大学等で独自に実施している家計が急変した学生等への授業料等減免の対象者の決定時期等についても、十分配慮いただくようお願いいたします。

(3) 修学継続に向けたきめ細かな対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料等を期限までに納入できなかった学生等に対しても、まずは、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、経済的困窮などやむを得ない事情のある学生等に不利益が生じることのないよう適切かつきめ細かな対応をお願いします。

「経済的に困難で支援も活用予定だが、大学から、授業料を当月中に振り込まなければ一律除籍とするとされている」等の相談が、学生から文部科学省に寄せられることがあります。大学等におかれては、経済的理由によりやむを得ず授業料等の期限までの納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにしてください。

また、退学を検討している学生等への対応にあたっては、5月29日付け事務連絡でお

示している、経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト（例）も参考として、各大学等において、学生等の立場に立った対応方針を再度検討し、学生等から相談を受けた際には、各大学等や自治体における独自の取組も踏まえながら、丁寧かつ親身な対応をお願いします。

（４）その他

別途お知らせしている通り、各大学等が独自に行う授業料等減免のうち家計急変を事由とするものに対する支援については、令和２年度第１次補正予算及び第２次補正予算に計上しています。また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、各地方公共団体の判断において、公立大学・専修学校の家計が急変した学生等に対し大学等が独自に行う授業料等減免に係る支援等のために活用いただくことが可能です。各大学等におかれては、このことも踏まえつつ適切な対応をお願いします。

また、経済的に困難な学生等に対し、授業料等の納付猶予等を行ったこと等により、一時的な資金不足となる場合には、日本私立学校振興・共済事業団が行っている学校法人等向けの融資事業や、学校の規模等により、日本政策金融公庫の国民生活事業における事業資金融資等を活用いただくことも、必要に応じてご検討ください。

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111（代表）

文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課（内2915）

E-mail: syosensy@mext.go.jp